

三原市の子育て支援体制整備にむけた地域における 支援者の意識調査

林 優子*¹ 土田 玲子*¹ 玉井 ふみ*²

* 1 県立広島大学保健福祉学部作業療法学科

* 2 県立広島大学保健福祉学部コミュニケーション障害学科

2010年 9月 8日受付

2010年 12月 16日受理

抄 録

三原市における発達障害者への支援整備のあり方を検討するために、民生委員児童委員と主任児童委員に対して地域における支援者の意識調査（対象 252 人 回収率 61%）を実施した。回答者の 90%は地域の活動で子どもまたは子育て中の保護者と関わりがあった。地域の子ども、保護者、環境が気になったことがある人は半数以上であった。障害名の認知度は、従来からの福祉制度対象の障害名は高かったが、発達障害者支援法のものでは低かった。子育てに関する公的支援の認知度は、障害児福祉、一般児童および児童虐待に関連する制度・サービスについては高かったが、発達障害者支援法や特別支援教育に関連する項目は低かった。福祉への関心が高い人たちでも発達障害の理解は不十分であることが明らかになったため、今後まず、専門医療機関と行政・教育機関が連携して、効果的な地域啓発と利用しやすい専門相談体制の充実を図っていくことが必要と考えられた。

キーワード：発達障害者支援法、民生委員児童委員、主任児童委員、意識調査、子育て支援体制

1 はじめに

平成 17 年に発達障害者支援法¹⁾が施行され、国および地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見、早期の発達支援、保育・教育における配慮、就労支援、地域での生活支援、権利擁護、家族への支援等が規定された。これは、従来から福祉制度の対象となっていた知的障害、身体障害および精神障害の 3 障害の基準には該当しないが、発達において理解や支援が必要な人たちに対して、早期から一貫した適切な支援を行うことを行政の役割として法律上明言したものである。

発達障害者支援法は、①子どもの将来の自立に向けた発達支援、②子どものライフステージに応じた一貫した支援、③家族を含めた一貫した支援、④できるだけ子どもと家族にとって身近な地域における支援の 4 点を基本的視点としてあげている。

県立広島大学保健福祉学部では、小児の発達支援や子育て支援を専門とする教官が多く開学時から附属診療センターでの診療や巡回相談などによる地域連携を積極的に行ってきた。それらの活動を組織的に運営し連携することを目的に、平成 18 年度から学部に子育て支援部会を結成し総合的支援を実施してきた。しかし、発達障害の医学的診断や支援を行う専門医療機能を持つ施設が近隣にないため、特に附属診療センターは受診希望者が増加し、学部内だけでは応えきれない状況となり、地域の行政や他の機関との連携が急務となってきた。

平成 20 年度、三原市では、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する関係機関が連携し、乳幼児期から成人期までの発達障害者に対する支援のあり方について検討するために、三原市発達障害者支援検討委員会が設置された。協議を重ねる中で、発達障害者への支援は行政関係者や専門職種のみで行われるものではなく地域全体の協力が必要であることと、地域のすべての子どもたちに対する子育て支援の充実が発達に課題のある子どもたちへの支援につながる事が確認された。今後、発達障害者をライフステージにわたって総合的に支援していくために、三原市における発達障害者への支援整備のあり方を検討し、県立広島大学保健福祉学部子育て支援部会と地域の諸機関と連携して役割分担を明確にしていくこととなった。

子育て支援部会は、平成 20 年度県立広島大学重点研究事業の中で、尾道市と協力して尾道市の福祉および教育に係る全職員に対して子育て支援に対する意識と公的な制度やサービスに関する認知度調査²⁾(以下、行政職調査とする)を実施し、行政の支援者の実態を明らかにした。そこで、今回は、行政・教育機関以外の地域の支援者の実態を知る必要があり、民生委員児童委員および主任児童委員に対して意識調査を実施した。

2 研究目的

三原市の子育て地域体制の整備にむけて、行政・教育機関以外の地域における支援者の子育て環境に関する意識および障害に関する認知度を調査することにより、今後の地域支援の方策を検討する。

3 対象および研究方法

3.1 対象および方法

対象は、三原市の民生委員児童委員 230 人と主任児童委員 22 人の計 252 人である。調査期間は平成 21 年 2 月～平成 21 年 3 月で、アンケート用紙を三原市民生委員児童委員連合会理事から個別に配付し、返信用封筒による郵便にて無記名方式で回収した。回収数は 155 人、回収率は 61%であった。回答結果は、発達障害者支援整備委員会の検討資料として活用されることと、委員会の提言書および学術論文において公表されることの了解を得ている。

3.2 調査内容

調査内容は①子どもや子育て環境に関する意識調査、②子どもに関連する障害名についての認知度調査、③子育てに関する公的支援の認知度調査の 3 種類である。

3.2.1 三原市の子どもや子育て環境に関する意識調査

子どもや子育て環境に関する意識調査は、行政職調査で実施した質問のうち行政間の連携に関する内容以外の計 5 項目である。三原市の子どもたちや取り巻く環境についての意識を、かなりある、少しある、あまりない、まったくない、の 4 者選択で回答を求めた。

3.2.2 障害名についての認知度調査

障害名についての認知度調査は、子どもに関連する障害名のうち、現在医療と教育場面で使用頻度が高いものを計 11 項目選択した。それぞれの認知を、よく知っている、聞いたことがあり少し知っている、聞いたことはあるがあまり知らない、ほとんど知らない、の 4 者選択で回答を求めた。

3.2.3 子育てに関する公的支援の認知度調査

子育てに関する法律や、公的制度およびサービスなどを公的支援と総称した。公的支援の認知度調査は、行政職調査で実施した項目を三原市に合わせて一部改変し、計 29 項目を選択した。それぞれの認知を、よく知っている、少し知っている、あまり知らない、ほとんど知らない、の 4 者選択で回答を求めた。

4 結果

4.1 回答者の属性

4.1.1 回答者の年齢

40歳未満1人(1%), 40~49歳2人(1%), 50~59歳23人(15%), 60~69歳100人(64%), 70歳以上29人(19%)であり, 60歳以上が83%を占めた。

4.1.2 回答者の居住地区

居住地区は, 旧三原地区(平成17年合併前の三原市)109人, 本郷地区19人, 大和地区15人, 久井地区11人であった。

4.1.3 現在の活動内容での子どもや子育て中の保護者との関わり

現在の活動内容で子どもと関わることはあるのは137人88%であった。関わっている子どもの年齢は, 就学前が55人, 小学生が123人, 中学生が45人, 義務教育後が13人であった。

現在の活動内容で子育て中の保護者と関わることはあるのは111人72%であった。関わっている保護者の子どもの年齢は, 就学前が61人, 小学生が91人, 中学生が33人, 義務教育後が15人であった。

子どもや子育て中の保護者との関わりがないのは15人10%であった。

4.2 回答結果

回答結果は, 4者選択の結果をグラフで示し, 内容の分析については「かなりある」, または「少しある」を「ある」, 「かなり知っている」または「少し知っている」を「知っている」にまとめて, 全体に占める割合で検討した。

4.2.1 三原市の子どもや子育て環境に関する意識

(図1)

問①の最近の三原市の子どもや子育て環境に関する意識の設問に対して, 68%が「ある」と回答した。具体的内容として, 朝食抜き, インスタント食品の摂りすぎ, 夜型の生活, 外で遊ぶ子が少なくコンピューターゲームに夢中な子が多い, など生活習慣に関することや, たくましさ・力強さが無い, けじめがない, 挨拶がない, 言葉使いが悪い, 自己中心, 非行, 化粧, タバコ, 携帯電話に夢中, など生活態度に関することが書かれていた。

問②の最近の三原市の保護者が気になるかの設問に対して, 66%が「ある」と回答した。具体的には, 朝食を作らない母親がいる, おやつを与えず, 夜型生活を子どもにもさせている, 子どもがいたずらをしても注意しない, 買い物中に泣きじゃくる子を放っている, こどもを甘やかしている, コミュニケーション・

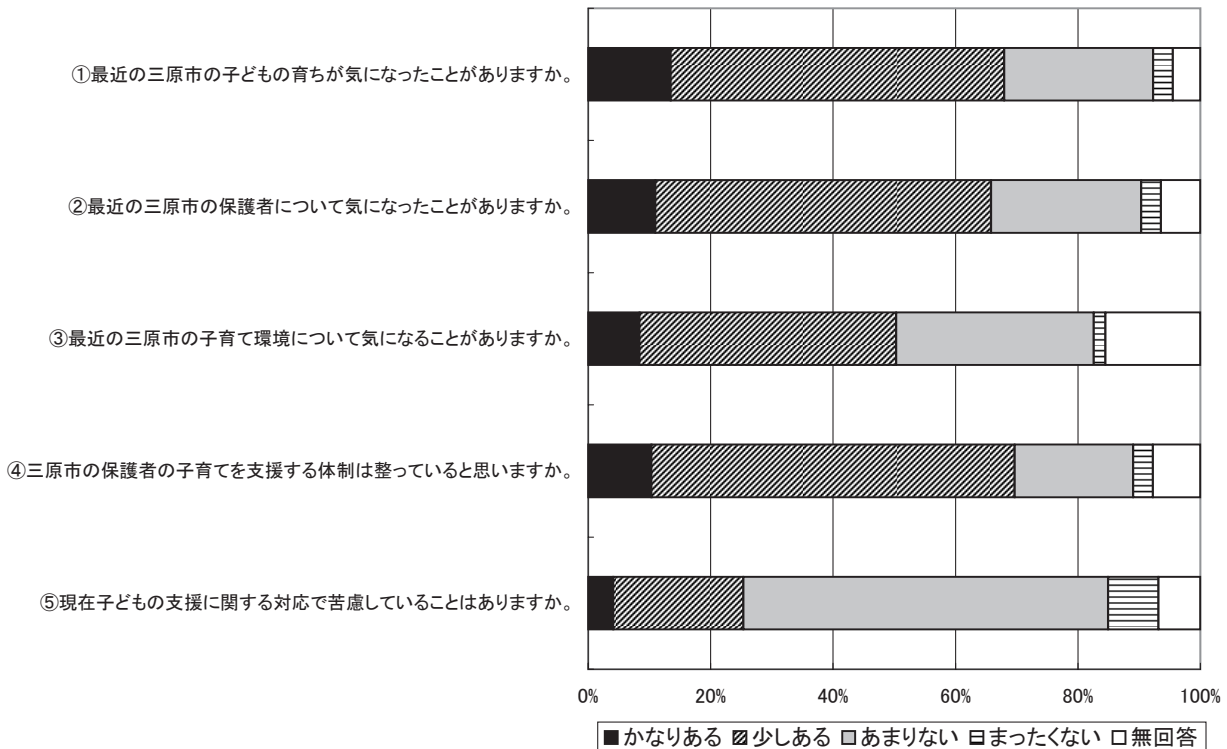


図1 三原市の子どもや子育て環境に関する意識

スキンシップが少ない、などといった子どもへの関わり方、しつけに関することや、メールばかりしている、夜おそくコンビニにたむろしている、自己中心で他人へ責任転嫁する親が多い、人の話を聞かず無駄話が多い、協調性がないといった、親自身の生活態度に関すること、共働きや離婚の増加による子どもへの影響など家庭環境に関する内容であった。

問③の最近の三原市の子どもを取り巻く環境が気になるかの設問に対して、51%が「ある」と回答した。具体的には、危険な場所が多く自然環境の中での遊び場が少なくなっている、児童公園がない、遊具が設置されていない、玩具の多様化・高価な玩具が増えた、大型ショッピングセンターが遊び場になっているなど、遊ぶ環境に関する内容が多かった。また、孤立した家庭の増加、地域で育てるといった意識が希薄になっているといった意見もあった。

問④の子育て支援体制について70%が整備されていると考えていた。整備されているとは思わないという内容の中には、子育て支援センターや児童クラブの充実や発達障害児への支援、反社会的行動をもつ子どもへの支援、障害をもつことで不登校になった子の支援を望む意見があった。

問⑤の子どもの支援の苦慮については24%が「ある」と回答した。具体的内容として、個性が強すぎて

どう接すればよいかわからない、本音を聞けない、保護者が話したがいらないなど保護者への対応の仕方や、地域で活動したいが困難といった意見があった。また、子育て支援という目的はひとつであるのに行政では主管課の違いによって取り組みが錯綜している面があるといった意見もあった。

4.2.2 障害名についての認知度 (図 2)

障害名について「知っている」が80%以上であったのは、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由、知的障害の4項目で、50~80%であったのは、情緒障害、学習障害、自閉症の3項目であった。

読み書き障害は43%、注意欠陥多動性障害は43%、アスペルガー症候群は25%、広汎性発達障害は17%であった。

4.2.3 子育てに関する公的支援の認知度 (図 3, 図 4)

子育てに関する公的支援については、「知っている」が80%であったのは、母子健康手帳、身体障害者手帳で、50~80%であったのは、新生児訪問、4ヶ月時健診、1歳6ヵ月健診、3歳児健診、子育て応援相談室、子育て支援センター、子ども家庭センター、児童虐待防止法、障害者自立支援法、療育手帳、特別児童扶養手当、障害福祉サービスであった。その他の15項目は50%未満と認知度が低かった。

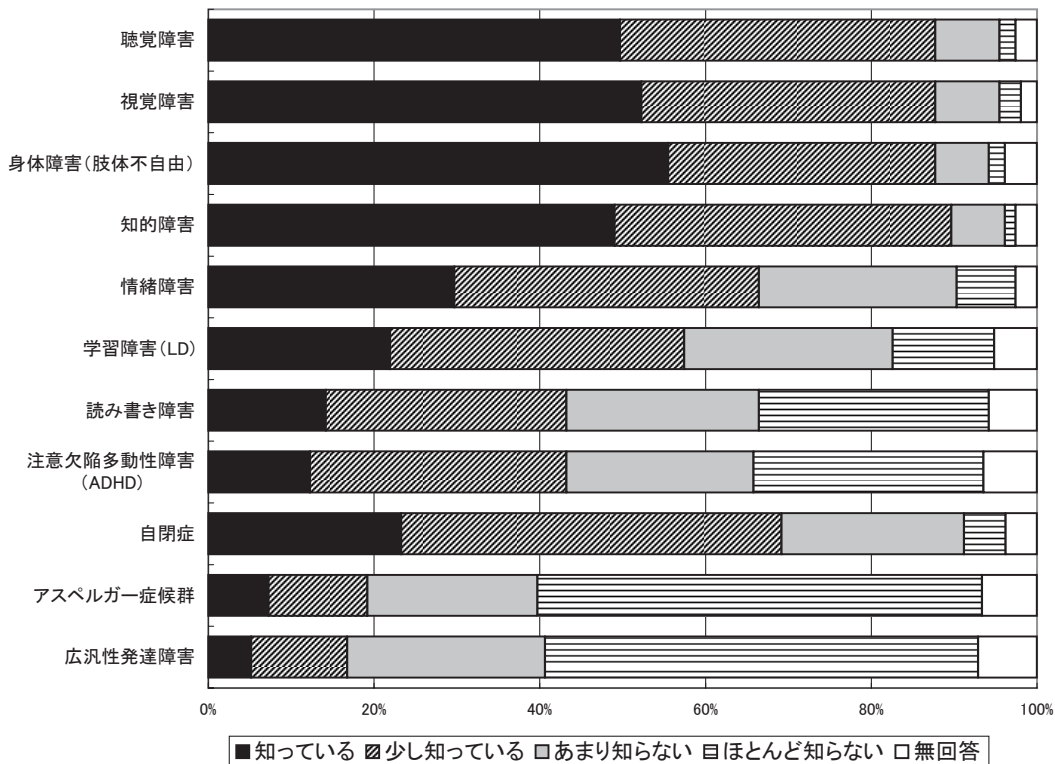


図 2 子どもに関連する障害名の認知度

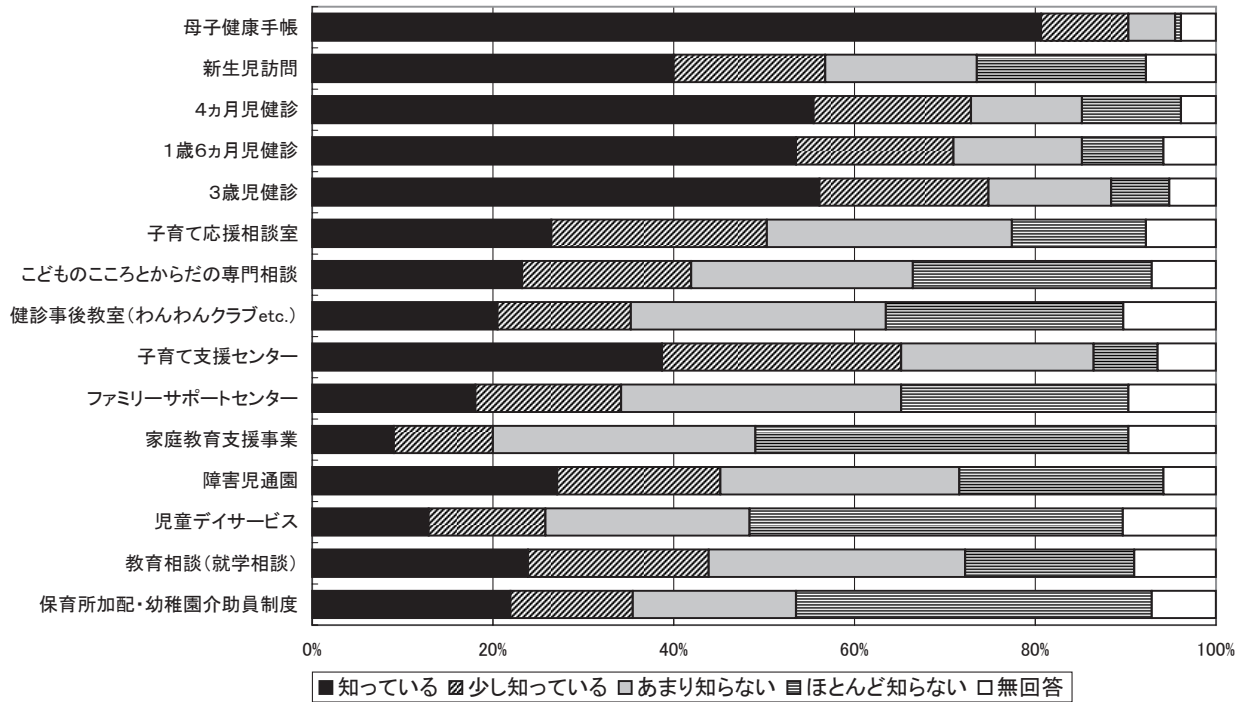


図3 子育てに関する公的支援の認知度(1)

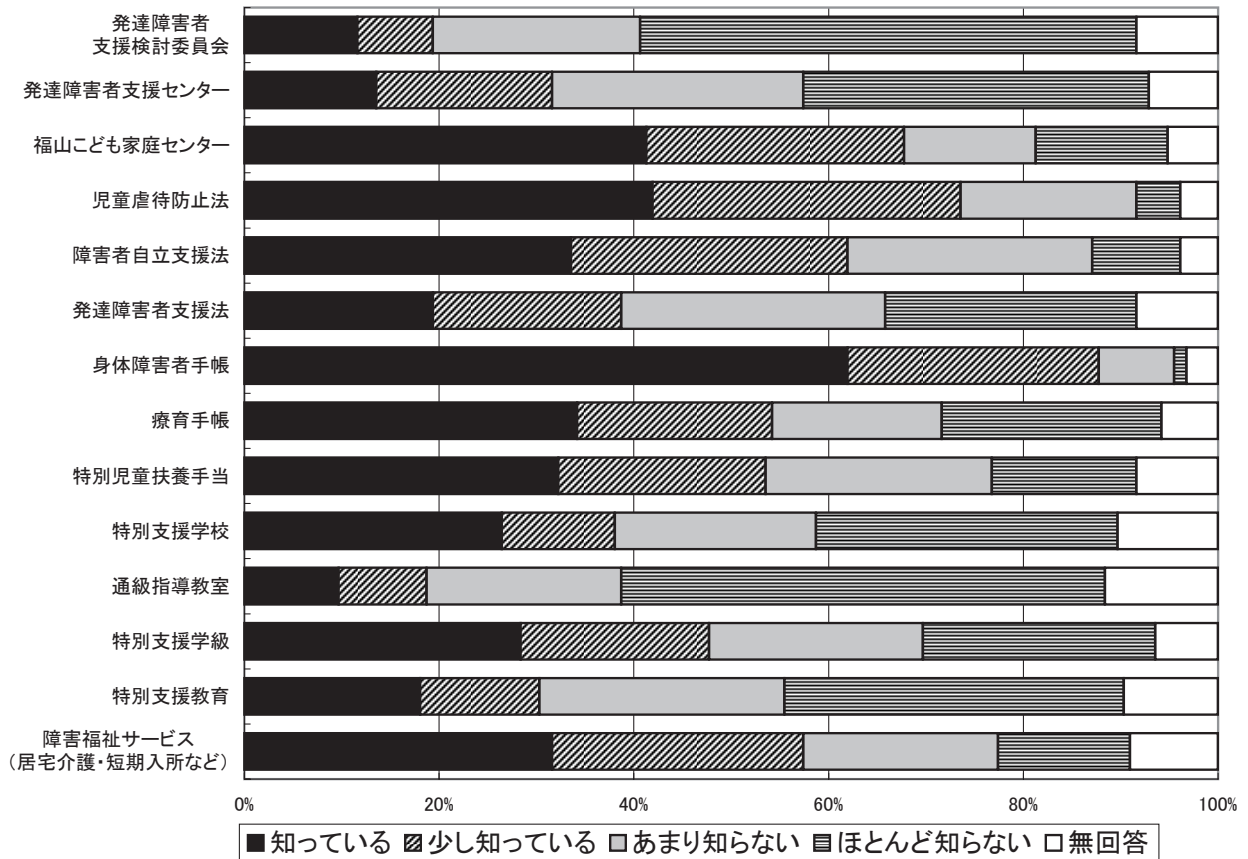


図4 子育てに関する公的支援の認知度(2)

5 考察

平成 17 年の発達障害者支援法施行に伴い、教育や行政内で発達障害に関する講習や支援体制整備の検討が各地域で行われている。しかし、地域による理解や支援体制整備の進捗状況に差が大きいといわれている。また、保育園、幼稚園、学校など実際に子どもと接している機関の関係者の理解は向上してきているが、関係者以外の認知度の実態は十分把握されていない。

平成 20 年度の行政職調査²⁾では、子どもの育ちや子育て環境が気になるとの回答が約 70% を占め、行政が法律に基づき実施している福祉制度やサービスについての認知度も多くが 80% を超えていた。一方、特別支援教育に関する内容や各部署が個別に実施している子育てに関する事業の認知度が低いものがみられた。その結果から、まず、行政内の情報交換体制の整備による連携の必要性を提案した。また、行政以外の地域の人たちへの調査の必要性も感じた。

三原市において発達障害者支援検討委員会が設置され協議を重ねる中で、支援体制整備にむけて行政以外の地域の発達障害に関する現状を知っておくことが重要と再確認された。そこで、今回は、地域の支援者であり、各種の調査への協力体制が整っている民生委員児童委員連合会に調査協力を依頼し、快諾が得られたためアンケート調査を実施した。民生委員児童委員は、広く社会の実情に通じ社会福祉の増進に熱意のあるとして委託された地域における支援者である。民生委員は、民生委員法³⁾に基づき市町村の区域に配置され、児童福祉法⁴⁾に基づき児童委員を兼ねている。主任児童委員は、民生委員児童委員であるが担当区域を持たない児童問題の専門の委員で主に健全育成活動と子育て支援活動を行っている。今回の回答者も、子どもや子育て中の保護者に関わっていないのは 10% のみで、ほとんどは双方に関わりがあった。

地域の子どもの育ち、保護者、子育て環境について気になったことがある人は、それぞれ 68%、65%、51% と半数より高かったが、行政職調査に比べると約 10% ずつ低かった。子育て支援の体制が整っていると考える人は 70% と高かった。これは対象が異なることもあるが、年齢的な要因も関与していると考えられる。今回の回答者は高齢者が多く、過去に子育てを行っていた年代であるため、当時の子育て支援体制と比較して充実していると考えたと推察される。子どもの支援に関する対応で苦慮している人は 24% で、行政職調査の 50% と比べるとかなり低かった。これは、支援している対象の障害程度と課題が、行政と地域の支援者では異なっているためと考えられる。

障害名の認知度については、従来から教育場面で使用されている聴覚障害、視覚障害、肢体不自由、知的

障害、情緒障害は高かった。また、自閉症や学習障害も比較的認知されていた。一方、読み書き障害と注意欠陥多動性障害を知っているのは約 40% で、アスペルガー症候群や広汎性発達障害は約 20% しか知られておらず、新しい発達障害者支援法に関連する障害名は認知度が低いことがわかった。

子育てに関する公的支援も、支援の開始時期が早いほどよく認知されていた。新生児訪問、乳幼児健診、子育て支援センターなど多くの子どもが一般的に利用する項目や、子ども家庭センター（児童相談所）、児童虐待防止法など近年注目されている児童虐待に関連する項目の認知度は高かった。一方、同様に近年話題になって行政や教育で整備が求められているにもかかわらず、発達障害者支援法や特別支援教育に関する項目の認知度は低い傾向があった。

発達障害者支援法や特別支援教育に関する項目の認知度を地域の人を対象に調査した文献はきわめて少ない。平川の発達障害児に関わるボランティア・スタッフの意識調査⁵⁾では、各障害に対する認知度調査では、知的障害 100%、学習障害 96%、アスペルガー症候群 85%、注意欠陥多動性障害 82% と高かった。和賀の小児科医における特別支援教育の認識に関する基礎調査報告⁶⁾での専門医以外の一般小児科医では、学習障害 93%、アスペルガー症候群 89%、注意欠陥多動性障害 94% と障害名の認知度は高かったが、特別支援教育の制度の認知度は 46% と低い傾向を示した。これらの文献の対象は、発達障害児へのボランティア活動に参加した人や小児に関わっている医師であり認知度が高いのは当然と考えられる。しかし、同様に実際に小児に多く関わっており、社会に関する意識が高い民生委員児童委員での認知度がきわめて低いことは課題と考えられた。発達障害については、頻りに報道されていても具体的なイメージがわきにくい理解が難しいことが推察される。

今回の結果から、発達障害者の支援を整備していくための方策として、地域啓発と相談体制の充実の必要性が認識され、三原市発達障害者支援体制整備に向けての提言⁷⁾に盛り込むこととなった。行政や教育機関以外の地域の人たちへ啓発を効果的に進めていく場合には、パンフレットの配布時の丁寧な説明や、地域ごとの講演活動での具体的な事例提示など身近な問題として捉えてもらえるような配慮が必要である。また、地域の人たちが支援の必要な人に気がついた時や対応方法に苦慮する時に利用しやすい相談体制を作っていくことも重要と考える。そのためには、各地域に一次的に相談に応じることのできる支援者を養成すること、二次的な専門相談窓口を設ける必要がある。子育て支援部会は、地域における普及啓発や支援者養成への協力と、専門相談に対する医療からの支援を担っていくことが主要な役割として認識した。今後、当事者

のニーズや地域の他の人たちの意識も調査し、より有用な支援体制を構築していきたい。最後に、今回のアンケート調査自体が啓発につながり、民生委員児童委員連合会からの依頼により、発達障害者支援に関する継続的な講習会が実施されていることを報告する。

謝辞

アンケートにご協力くださいました三原市民生委員児童委員・主任児童委員の方々および三原市社会福祉課に感謝いたします。

文献

- 1) 厚生労働省：発達障害者支援法. 厚生労働省, (オンライン), 入手先< <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16HO167.html> >, (参照 2008-12-26)
- 2) 厚生労働省：民生委員法. 厚生労働省, (オンライン), 入手先< <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23SE226.html> >, (参照 2000-6-7)
- 3) 厚生労働省：児童福祉法. 厚生労働省, (オンライン), 入手先< <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/minseiin01/02b.html> > (参照 1947-12-12)
- 4) 林優子, 土田玲子ほか：尾道市の子育て地域支援システム構築にむけての支援者側の意識調査. 人間と科学, 10:55-65, 2009
- 5) 平川泰士, 吉岡久美：発達障害児に関わるボランティア・スタッフの意識 LD 児支援プログラム参加者の調査から. 日本看護福祉学会誌, 14:125-133, 2009
- 6) 和賀忍, 橋本俊頭ほか：小児科医における「特別支援教育」の認識に関する基礎調査報告. 110:1339-1348, 2006
- 7) 三原市発達障害者支援検討委員会：三原市発達障害者支援体制整備に向けての提言－乳幼児期から学齢期における支援体制整備－. 2009.3

A survey on the awareness and understanding of developmental disorders by the community in Mihara City, Japan

Yuko HAYASHI^{*1} Reiko TSUCHIDA^{*1} Fumi TAMAI^{*2}

*1 Department of Occupational Therapy, Faculty of Health and Welfare,
Prefectural University of Hiroshima

*2 Department of Communication Science and Disorders, Faculty of Health and Welfare,
Prefectural University of Hiroshima

Received 8 September 2010

Accepted 16 December 2010

Abstract

In order to develop a system for helping persons with developmental disorders in Mihara City, we held a meeting and did a survey on the awareness of the children's environment and understanding of developmental disorders by community supporters: volunteers committed to social support and child welfare in Mihara City.

The results showed that more than half of the respondents are concerned about the children's present environment. Most of them understood the general concept of welfare policy for persons with developmental disabilities, such as intellectual or motor disabilities, but few of them knew the newly established law and concepts for pervasive developmental disorders and hyperactivity syndrome.

The authors intend to thoroughly educate the community about the management of developmental disorders and establish a support system for not only children with developmental disorders but also all children and parents in the community.

Key words : Law for supporting persons with developmental disorders,
Volunteers committed to social support and child welfare,
Support system for all children and parents in the community,
Awareness survey